

告 示

埼玉県告示第三百二十八号

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十八号（埼玉県農業振興資金について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

表第三項資金の種類欄中「第二条第一項に規定する被害農業者（条例第三条第一項各号のいずれかに該当する被害を受けた市町村（以下「被害市町村」という。）の区域内では場を耕作する者に限る。）」を「第二条第二項に規定する融資対象農業者」に改める。

表第四項資金の種類欄中「第二条第一項に規定する被害農業者（被害市町村以外の市町村の区域内では場を耕作する者に限る。）」を「第二条第二項に規定する融資対象農業者」に改める。

表第五項を削る。